

# 西条市地域再エネ導入戦略策定支援業務仕様書

令和4年7月

西 条 市

## 業務仕様書

### 1 業務名 西条市地域再エネ導入戦略策定支援業務

### 2 業務目的

国が2050年脱炭素社会の実現を目指しているところ、SDGsを推進する西条市（以下「本市」という。）としては、「脱炭素先行地域」に選定されることを一つの目標に、脱炭素の取組を推進する方針である。

そこで、本業務では、脱炭素社会の実現に向けて、本市の再生可能エネルギーの導入ポテンシャルや将来のエネルギー消費量等を踏まえた導入目標を作成し、その目標の実現や地域課題の解決にも寄与する具体的施策等を検討することを目的とする。

なお、本業務は令和3年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）のうち、地域再エネ導入戦略策定支援事業（第1号事業の1）を活用して実施する。

### 3 委託期間 契約締結日から令和5年2月10日（金）まで

### 4 業務内容

業務内容は、以下に示すとおりである。

#### (1) 計画準備

業務実施に際し必要な計画及び準備等を行い、業務計画書を作成する。

#### (2) 再生可能エネルギー及び温室効果ガス排出に係る基礎情報の収集及び現状分析

再生可能エネルギー導入目標設定に必要となる、再生可能エネルギー導入状況及び導入ポテンシャルの現状分析のほか、自然的課題、経済的課題、社会的課題について調査し整理する。

##### ア 地域概況調査

(ア) 市内の再生可能エネルギーの導入状況及び各部門の温室効果ガス排出状況を調査する。

(イ) 地勢・気候・土地利用等の自然的課題、産業構造・経済動向等の経済的課題、人口・年齢構成等の社会的課題について調査する。

##### イ 再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査

最大限導入可能な再生可能エネルギー導入ポテンシャルについて調査する。

調査に当たっては、環境省「再生可能エネルギー情報提供システム REPOS」等の公表されている最新データを活用し、必要に応じて関係機関等に聴き取りを行う等、実態に即した算定を行う。

##### ウ 再生可能エネルギー技術の動向調査

本市で導入可能な再生可能エネルギー技術について、中期目標として2030年度

までの導入に用いる既存技術と、長期目標として 2050 年までに実装が期待される革新的技術の動向調査を行う。

#### エ データの整理

データは各情報を地図データに落とし込んで整理するとともに、地域毎のエネルギー需給バランスを整理し、目標設定の基礎資料とする。

#### (3) 将来の温室効果ガス排出量に関する推計

本市の将来の温室効果ガス排出量として、中期目標の 2030 年度及び長期目標の 2050 年における温室効果ガスの将来排出量を推計する。

推計に当たっては、本市の実情を踏まえた人口予測や経済予測、気候変動等を反映した部門ごとの推計を行うものとし、追加的措置を行わない現状趨勢ケースである「BAU シナリオ」及び 2050 年カーボンニュートラルを目指す「脱炭素シナリオ」の 2通りとする。

なお、森林吸収量についても現況推計及び将来推計を行うこととする。

#### (4) 将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成

長期目標の 2050 年において脱炭素が実現した社会の姿である将来ビジョンを示し、その実現に向けた脱炭素シナリオを作成する。

ア 将来ビジョンは、本市の特性を把握、分析し、国が目指す方向性も踏まえて作成するとともに、多くの市民が具体的な将来像についてイメージが持てるものとする。

イ 脱炭素シナリオは、2050 年に加え、2030 年度を中間年として設定して作成する。

ウ 脱炭素シナリオは、作成の意義、戦略の目標、脱炭素シナリオ実現における課題を整理した上で、課題解決に貢献する方策を立案する。

#### (5) 再生可能エネルギー導入目標の設定

再生可能エネルギー導入目標は、国の地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画の見直し状況等を踏まえ、2030 年度までの中期目標と 2050 年までの長期目標を設定する。

環境省「再生可能エネルギー情報提供システム REPOS」等で得られない本市特有の再エネポテンシャルと考えられる地下水や森林資源等を活用した再生可能エネルギーについても検討すること。

なお、目標値の設定に当たっては、太陽光発電の軽量化やビル壁面等への設置の促進等、技術革新を期待した意欲的な目標値も検討すること。

また、地域再生可能エネルギーを最大限導入しても目標とする導入量を実現することが困難な場合は、他地域との連携により、再生可能エネルギーを調達する方策及びその課題を整理する。

#### (6) カーボンニュートラルを実現するための取組の検討

カーボンニュートラルを実現するために必要な施策及び指標の検討並びに重要な施策に関する構想を策定する。

なお、施策ごとのロードマップについても作成すること。

#### ア 脱炭素化に向けた施策の検討

(2)で整理した再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査結果と、再生可能エネルギー技術の動向調査結果を活用し、地域の特性、実情、地域脱炭素ロードマップ(令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定)を踏まえ、最大限の再生可能エネルギー導入を図るための施策を検討する。

また、導入可能性の高い施策について、先進的事例を調査し、導入時の経緯や問題点、導入後の効果や課題、排出量削減以外の効果等を整理する。

#### イ 指標の検討

本市の再生可能エネルギー導入状況を把握するための指標について検討する。検討に当たっては、その根拠となる数値が、国等の公表値であり、かつ定期的(例えば、年1回以上の頻度)に公表されるものを設定するよう努める。

また、指標値の算定に当たり、根拠資料の入手方法及び算定方法を提示すること。

#### ウ 重要な施策に関する構想の策定

本市の再生可能エネルギー最大限導入に係る重要施策を考案し、どのように展開するか、その構想を策定する。

構想策定に当たっては、「エネルギーの地産地消」や「地域循環共生圏」を見据えた脱炭素型事業モデルを視野に入れて検討を行い、実現可能な再生可能エネルギー事業を創出する。

また、他自治体等における先進事例を調査するとともに、国や県の補助事業に関する情報を収集整理する。

#### (7) 検討会の開催支援

(2)から(6)の調査・検討に当たり、学識経験者や関係団体等を構成員とする検討会を設置し、内容を審議・検討することとしており、同検討会の開催支援を行う。(検討会は、2回開催予定)

ア 検討会の開催に際し、全回出席し、会議資料の作成・提供、会議の運営補助、助言及び議事の要点記録を行うものとし、議事の要点記録は、後日速やかに提出すること。

イ 委員への謝金、旅費については、本市の基準に基づき受託者が委託料から支払う。(受託者により源泉徴収等必要な事務処理を行い、当該処理を示す資料を整理しておくこと。)

#### (8) 報告書の作成

上記までの内容をとりまとめ、業務報告書を作成すること。

#### (9) 打合せ協議

打合せは、業務着手時、中間打合せ(5回)及び成果物納入時のほか、必要に応じて適宜実施する。

## 5 業務実施体制

- (1) 本業務の趣旨、内容を十分に理解し、かつ、業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。
- (2) 市と随時打合せを行い、無理のないスケジュールで進めることができるようスケジュール管理を適切に行うこと。

## 6 成果品の納品

- (1) 本業務の成果品は以下のとおりとし、業務履行期間終了までに西条市環境部環境政策課へ提出することとする。
  - ア 業務報告書（A4版） : 2部
  - イ 上記成果品の電子データ : 1式
- (2) 電子データの仕様については以下のとおりとする。
  - ア Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。
  - イ 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
    - ・ 文 章 : Microsoft 社 Word（ファイル形式は Word2016 以下）
    - ・ 計算表 : Microsoft 社 Excel（ファイル形式は Excel2016 以下）
  - ウ イによる成果品に加え「PDF ファイル形式」による成果品を作成すること。

## 7 成果品の帰属

本業務における成果品は、全て本市に帰属するものとし、本市の承認を得ずに使用および流用してはならない。

## 8 契約に関する条件等

### (1) 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、西条市個人情報保護条例（平成16年西条市条例第12号）を遵守しなければならない。

### (2) 再委託

ア 受託者は、本委託業務の主たる部分（事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理）をグループ構成員以外の第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

イ 受託者は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報等を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を本市に申請し、その承認を得なければならない。

ウ 前項の場合、受託者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとと

もに、本市に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

エ 受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。

オ 受託者は、再委託先に対して業務の履行状況を管理・監督するとともに、本市の求めに応じて、管理・監督の状況を本市に適宜報告しなければならない。

### (3) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

## 9 その他

(1) 受託者は、本業務に関する資料等を収集し、十分な調査をすること。

(2) 本仕様書に明記されていない事項、又は業務遂行に際して疑義が生じた場合は、本市担当者との協議の上、その指示に従うこと。